

# 東京大学仏教青年会 会館利用心得

1. 東京大学仏教青年会（以下、当会）会館（以下、会館）を利用できる者は、原則として当会会員（以下、会員）に限る。
2. 会館を使用する者は、あらかじめ事務所に届け出て許可を受け、別途定めるところにより使用料が発生する場合はこれを支払わなければならない。また、使用に際しては事務所の指示に従うこと。
3. 日曜・祭日・休館日の使用は原則的にできない。
4. 会館を使用できる時間は、原則として平日午前 10 時半より午後 5 時、土曜午前 10 時半より午後 3 時までとする。
5. 当会主催の講座及び特に許可を得た会合は、次項に定める規則に則って午後 5 時以降（土曜は午後 3 時以降）も使用できる。
6. 午後 5 時以降に会館を使用する講座及び会合は、午後 8 時 45 分までには終了し、午後 9 時には会館を出なければならない。その際、会が終了したことを事務室に告げなければならない。土曜日午後 3 時以降の使用については、午後 4 時 45 分までには終了し、午後 5 時には会館を出なければならない。その他の事項は平日の場合に準じる。
7. 会館内は禁煙とする。
8. その他当会の趣旨に反する活動は禁止する。
9. 以上のことを遵守できない者、及び団体には会館の使用を禁止する場合がある。

(令和元年 6 月 18 日改定)

一般財団法人 東京大学仏教青年会